

改 正 後	改 正 前
<p>第1 趣旨</p> <p>我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の有する農用地等の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に<u>対して</u>農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業、<u>農地法第 41 条第 4 項の規定により所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確知することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権を取得する事業、基盤強化法第 20 条の規定により共有者不明農用地等（数人の共有に係る土地であって、その二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないものをいう。以下同じ。）の賃借権を取得する事業</u>等を総合的に推進する農地売買等支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとする。</p> <p>第2 本事業の実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次の<u>1から3まで</u>のとおりとする。</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 <u>第4の4</u>の事業は、支援法人（基盤強化法第 11 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 本事業の実施地域</p> <p><u>本事業の実施地域は、次の1及び2のとおりとする。</u></p> <p><u>1 第4の1及び2</u>の事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の有する農用地等の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に<u>対する</u>農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業等を総合的に推進する農地売買等支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとする。</p> <p>第2 本事業の実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次の<u>1～3</u>のとおりとする。</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 <u>第4の3</u>の事業は、支援法人（基盤強化法第 11 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 本事業の実施地域</p> <p>事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律</p>

律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める地域とする。

2 第4の3の事業を実施する地域は、農振法第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内とする。

第4 本事業の内容

1・2 [略]

3 所有者不明農地借入事業

農地中間管理機構は、次に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

① 農地法第41条第4項の規定により所有者不明農地の利用権を取得する事業

② 基盤強化法第21条の3の規定により公示された共有者不明農用地等について、同法第20条の規定により、賃借権を取得する事業

4 借入資金利子助成事業

支援法人は、経営局長が別に定めるところにより、金融機関から農地中間管理機構等が行う1及び3の事業に要する資金の調達を行うものとする。

第5 [略]

第6 本事業の実施計画

1 [略]

2 支援法人は、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の規定による交付申請書（以下「交付申請書」という。）に実施計画を添付して提出するものとし、交付要綱第6の規定による農林水産大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定の通知をもって、1の承認があったものとみなす。

ただし、やむを得ない事情により、第7の1による交付決定前着手届を提出するに当たっては、交付申請書の提出より前に、経営局長の承認を受けるものとする。

3 [略]

4 本事業の実施計画の変更で経営局長が別に定めるものについては、1及び3の規定を準用するものとする。

第7 事業の実施

第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める地域とする。

[新設]

第4 本事業の内容

1・2 [略]

[新設]

3 借入資金利子助成事業

支援法人は、経営局長が別に定めるところにより、金融機関から農地中間管理機構等が行う1の事業に要する資金の調達を行うものとする。

第5 [略]

第6 本事業の実施計画

1 [略]

[新設]

2 [略]

3 本事業の実施計画の変更で経営局長が別に定めるものについては、1及び2の規定を準用するものとする。

第7 事業の実施

1 本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に、事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事にあつては地方農政局長等の、支援法人にあつては経営局長の適正な指導を受けた上で、経営局長が別に定めるところにより交付決定前の事前着手を都道府県知事（沖縄県を除く。）にあつては地方農政局長に、沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事及び支援法人にあつては大臣に届け出るものとする。

なお、第4の4の事業については、事業実施年度の4月1日から着手することとするが、交付決定前着手届の提出は不要とする。

2 1のただし書により交付決定前に着手する場合において、都道府県知事又は支援法人（以下「都道府県知事等」という。）は、交付申請書の提出より前に実施計画を提出し、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

また、この場合において、都道府県知事等は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

なお、都道府県知事等は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 [略]

第8 本事業の実施に要する資金の調達及び貸付け

支援法人は、農地中間管理機構等に対し、本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ、農地の条件整備、農地法第41条第4項に基づく所有者不明農地の利用権の取得、基盤強化法第20条に基づく共有者不明農用地等の賃借権の取得等に要する資金を、経営局長が別に定めるところにより調達し、無利子で貸し付けるものとする。

第9 [略]

第10 本事業の実施期間

1～3 [略]

4 第4の3の事業の実施期間は令和4年度から令和7年度までとする。

5 第4の4の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、第4の1の事業に要する資金の調達に係るものは令和3年度から令和7年度まで、

1 本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に、事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事にあつては地方農政局長等の、支援法人にあつては経営局長の適正な指導を受けた上で、経営局長が別に定めるところにより交付決定前の事前着手を都道府県知事（沖縄県を除く。）にあつては地方農政局長に、沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事及び支援法人にあつては農林水産大臣に届け出るものとする。

なお、第4の3の事業については、事業実施年度の4月1日から着手することとするが、交付決定前着手届の提出は不要とする。

2 1のただし書により交付決定前に着手する場合において、都道府県知事又は支援法人（以下「都道府県知事等」という。）は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

また、この場合において、都道府県知事等は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

なお、都道府県知事等は、交付決定前に着手した場合には、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 [略]

第8 本事業の実施に要する資金の調達及び貸付け

支援法人は、農地中間管理機構等に対し、本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ又は農地の条件整備等に要する資金を、経営局長が別に定めるところにより調達し、無利子で貸し付けるものとする。

第9 [略]

第10 本事業の実施期間

1～3 [略]

[新設]

4 第4の3の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、令和3年度から令和7年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人

第4の3の事業に要する資金の調達に係るものは令和4年度から令和7年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

第11 [略]

第12 実績報告

- 1 農地中間管理機構等又は支援法人は、毎年度、事業が完了したときは、本事業の実績を、農地中間管理機構等にあつては都道府県知事に、支援法人にあつては交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、経営局長に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を取りまとめの上、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に報告するものとする。

[削る]

第13 [略]

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

第11 [略]

第12 実績報告

- 1 農地中間管理機構等又は支援法人は、毎年度、4月末日までに、前年度に係る本事業の実績を、農地中間管理機構等にあつては都道府県知事に、支援法人にあつては経営局長に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を取りまとめの上、毎年度5月末日までに地方農政局長等に送付するものとする。
- 3 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、2の報告を取りまとめの上、毎年度6月末日までに経営局長に報告するものとする。

第13 [略]